

ご存知ですか？ 児童扶養手当 遺児手当



児童扶養手当

離婚・死亡・遺棄などの理由で父または母と生計を同じくしていない児童について手当を支給する制度です。その目的は、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進することにあります。

■手当を受けられる人は？

日本国内に住所があり、次のいずれかに該当する児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童、または20歳未満で一定程度の障がいのある児童（児童）を監護している父、母、または、父もしくは母に代わって児童を養育している方）

- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母が重度の障がいにある児童
- ・父または母の生死が明らかでない児童

■手当の対象となる場合

- ・父母が婚姻を解消した児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母が重度の障がいにある児童

■所得による支給制限

受給資格者または同居の扶養義務者（受給資格者の父母・祖父母・子・兄弟等）の前年の所得が一定の限度額以上である場合は、所得制限により、その年度（8月から翌年7月

- ・父または母から1年以上遺棄されている児童
- ・父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ・父または母が1年以上拘禁されている児童
- ・婚姻しないで生まれた児童
- ・父・母ともに不明である児童

■手当の対象とならない場合

- ・児童が児童福祉施設等に入所したり、里親に預けられたりしたとき
- ・父または母が婚姻の届出はしなくても、事実上の婚姻関係（内縁関係など）があると

これらの項目以外にも支給されない場合がありますので、必ず事前にご相談ください。

■児童扶養手当の支給月額（平成29年4月分から）

	全部支給	一部支給 (所得に応じて決定)
1人	42,290円	42,280円～9,980円
2人目の加算額	9,990円	9,980円～5,000円
3人目以降の加算額	5,990円	5,980円～3,000円

（まで）の手当の一部または全部の支給が停止されます。

■公的年金との併給について
「公的年金給付・遺族補償等の額」が「児童扶養手当の額」を下回るときは、申請をするにより差額分の児童扶養手当が支給されます。ただし、「公的年金給付・遺族補償等の額」が「児童扶養手当の額」を上回るときは、児童扶養手当が全部停止となります。

遺児手当

なお、児童扶養手当の支給月額額は、毎年の消費者物価指数にに応じて手当額を改定する物価スライド措置がとられています。

両親または父母の一方が死亡して遺児となった義務教育終了前（中学校卒業前）の児童を養育している方に、児童の健全な育成及び福祉の増進を図ることを目的に支給されます。

■手当支給要件

日本国民で、市内に住所を有する、次のいずれかに該当する方

- ・父母の一方が死亡した児童を監護する当該児童の父または母で、現に配偶者を有しない方
- ・父母の一方が死亡した児童を父若しくは母が監護しない場合は、当該児童を養育（父母以外の方がその児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することを行う）する方または当該児童を養育する方がいない場合は、当該児童のうち年長の方

- ・父母が死亡した児童を養育する方、または当該児童を養育する方がいない場合は、当該児童のうち年長の方

■手当の額

児童1人につき月額3,000円
支給には所得制限があり、前年の所得に市民税の所得割が課税されている場合には原則として支給されません。

ただし、15歳以下の児童を扶養している方は当該15歳以下の児童1人当たり19,800円を、16歳から18歳までの児童を扶養している方は当該16歳から18歳までの児童1人当たり7,200円をそれぞれ減額した額を所得割とみなします。

■手当の手続きは？

手続の際は、必ず事前にご相談ください。

認定請求の際に、戸籍謄本等の添付書類をご提出いただきます。

■相談・問い合わせ先

こども福祉課
☎(32)8903